

## 総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長 宅川靖次

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第64号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」ほか議案1件であります。

当委員会は、去る6月17日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については承認、また議案1件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第64号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」であります。

地方税法等の改正に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除いわゆる住宅ローン控除の適用期間の延長、納付期限の延長に係る延滞金の特例について例外期間を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

理事者からは今回の税制改正は、現下の経済情

勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、および社会保障・税一体改革を着実に実施するためのもので、所得税の住宅ローン控除の適用期限が4年延長されたことに併せ、市民税の住宅ローン控除についても同様に延長する。また延滞金の特例に関する規程について、現在の低金利の状況に合わせ、国税の延滞金の利率が引き下げられたことから、同様の引き下げを行う。また、納期限の延長に係る延滞金の特例に関する規程について、例外期間を定めるとともに、字句および引用条項の整理を行うなどの説明を受けました。

委員からは、市民のかたは国の動向については、新聞、テレビ等で把握していると思うが、市としても市民が混乱しないよう十分説明を行って欲しいとの要望がありました。

委員会では議案第64号について採決の結果、賛成多数で承認すべきと決しました。

次に、「議案第69号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。

これは、国からの地方公務員の給与削減措置に係る要請を受け、本市においても職員の給与削減

措置を実施するために、所要の改正を行うものであります。

理事者からは、冒頭、国の給与削減措置の概要説明があり、国においては平成24年4月から平成26年3月までの2年間、給与削減を実施している中、本年1月に地方公共団体に対し、東日本大震災を契機として、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であり、その課題に迅速かつ的確に対応するため、国家公務員の給与削減措置を踏まえ、地方公共団体においても国に準じた必要な措置を講ずるよう要請があった。今年3月の地方交付税引き下げに係る、法改正並びに地方が国に先駆けて行ってきた行政改革に対して、配慮していないと言わざるを得ないが、交付税の引き下げに伴う影響が市民サービスに及ぶことがないように、減額措置を行うこととしたとの説明があり、本市における削減内容については、国家公務員と本市の職員給与のラスパイレス指数の差、2%について本年7月から翌年3月までの9ヶ月間、現在の給料月額から減額を行うが、管理職手当については現状のまま、また期末勤勉手当については引き下げを見送るとの

ことでした。

委員からは、地方交付税の減額及び今回の給与削減による財政効果などへの質疑があり、理事者からは地方交付税は1億4000万円のマイナスと試算するが、今までの行政改革の効果や地域の元気づくり事業費などで1億1000万円の歳入増が見込まれるため、影響額については約3000万円のマイナス、また給与削減による効果額については4300万円程度と考えているとのことでした。

また、委員から、国の減額措置が平成26年3月以降も継続されるような場合の市の対応についての質疑があり、理事者からは今回の国の手法については、問題があるとして全国市長会等からも要請を上げており、国も地方との協議を行っていく方針で、今後は十分な議論があると考えており、現時点でそういう議論もないので、今回の削減措置は来年3月で終了すると考えているとのことでした。

また、委員から職員組合との交渉については、今回6回行った上で組合側も納得したということだが、今後とも組合との交渉のプロセスを大事にして欲しい、との要望がありました。

委員会では議案第69号について採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。